

入札公告（調査業務）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。
本業務は、電子契約システム試行対象案件である。

令和 8 年 4 月 30 日

支出負担行為担当官
近畿中国森林管理局長 上口 直紀

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度林道橋外点検業務（電子入札対象案件）
（電子契約試行対象案件）
- (2) 業務場所 近畿中国森林管理局管内
- (3) 業務内容 近畿中国森林管理局管内の林道橋梁及びトンネルの点検業務
（近畿中国森林管理局での閲覧図書を参照）
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 19 日まで
- (5) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
- (7) 本業務は、予定価格が 1,000 万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 85 条に規定する基準に基づく価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を下回った場合、同令第 86 条に規定する調査を実施する業務である。
- (8) 本業務は、予定価格が 100 万円を超え 1,000 万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から近畿中国森林管理局長が定める価格を下回った場合、業務の履行に当たり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 近畿中国森林管理局の競争参加資格のうち、別表 1 の 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れている者については、手続開始の決定後、近畿中国森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。)

- (3) 建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づき「森林土木」又は「鋼構造及びコンクリート」部門の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 元請けとして、別表 1 の 2 に示す同種業務を実施した実績を有すること。
なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注し、かつ業務成績評定を実施している業務に係る実績である場合にあっては、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する業務成績評定表の業務成績評定点（以下「業務成績評定点」という。）が 60 点未満のものを除く。
- (6) 近畿中国森林管理局長が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、別表 1 の 3 に示す期間に完成・引渡しした業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、当該業務に係る業務成績評定点の平均が 60 点以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす管理技術者（業務の管理及び統括等を行う者）及び照査技術者（成果物の内容について技術上の照査を行う者）を当該業務に配置できること。

ア 次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 技術士（総合技術監理部門（選択科目：「森林-森林土木」又は「建設-鋼構造及びコンクリート」））、技術士（森林部門（選択科目：「森林土木」））又は（建設部門（選択科目：「鋼構造及びコンクリート」））博士（「森林土木」又は「鋼構造及びコンクリート」に該当する部門）、RCCM（「森林土木部門」又は「鋼構造及びコンクリート部門」）、林業技士（森林土木部門）のいずれかの資格を有する者。

(イ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条の第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上ある者。

(ウ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上ある者。

(エ) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 28 年以上ある者。

イ 別表 1 の 2 に示す期間に完成・引渡し完了した上記(5)の同種業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等の発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあっては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満のものは経験した業務として認めない。

ウ 入札に参加しようとする者と、直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書提出日以前において3ヶ月以上）があること。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(10) 本店、支店又は営業所が、別表1の4に示す区域内に所在すること。

(11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び確認資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：別表1の5のとおり。

イ 提出場所：別表1の5のとおり。

ウ その他

電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はFAXによる提出は受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は、上記(2)イの場所に原則として電子メール（電子メール送信容量は上限7MBのため、7MBを超える場合は複数回に分けて送信すること。以下同じ）で送信すること（提出期限必着。）。

(3) 申請書及び確認資料は入札説明書により作成すること。

(4) (2)に規定する期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 落札者の決定方法

落札者は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

ただし、予定価格が1,000万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、

最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

5 入札手続等

(1) 担当部局:上記3の(2)のイに同じ。

(2) 入札説明書等の交付、閲覧期間、場所等

ア 交付、閲覧期間:別表1の6のとおり。

イ 交 付 場 所:上記3(2)イ及び近畿中国森林管理局ホームページ

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札:別表1の7のとおり。

イ 紙入札方式による入札:別表1の7のとおり。

ウ 開 札:別表1の7のとおり。

エ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状をあわせて持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金:免除

イ 契約保証金:納付

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

(ア) 利付き国債の提供

(イ) 金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 業務費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。紙入札方式での場合は、入札書とともに業務費内訳書を提出すること（様式は任意とし、消費税相当額は業務価格に10%を乗じた額とする。内訳書には会社名を明記すること。）。

(4) 入札の無効

ア 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

イ 図面、仕様書、現場説明書等の交付を受けていない者が行った入札は無効とする。

ウ ア又はイの無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

エ 支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

オ 上記ア又はイの場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否:要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口:上記3の(2)のイに同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 資料内容のヒアリング

資料内容についてのヒアリングは原則として行わない。

なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(9) 本案件は、申請書等の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（令和5年6月）による。

(10) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められる場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ 公表前における発注予定に関する情報聴取

キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(11) 本業務請負契約における契約約款は、近畿中国森林管理局ホームページの「国有林野事業業務請負契約約款（別表1の8）」をダウンロードすること。

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

(12) 詳細は入札説明書による。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[発注者綱紀保持対策](#)」をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

別表 1

業務名：令和 8 年度林道橋外点検業務

1 競争参加資格	格付年度：令和 7・8 年度 格付内容：建設コンサルタント 等級：A 等級又は B 等級
2 同種業務	実績期間：平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に元請けとして完成・引渡し完了した同種業務 同種業務：森林整備保全事業における林道等又は治山事業における作業道、保安林管理道又は資材運搬路の橋梁点検業務又は橋梁設計業務、国土交通省、都道府県又は市町村の所管する道路橋の点検業務又は道路橋の設計業務。
3 業務成績評定点の平均点	期 間：令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
4 所在地	近畿中国森林管理局管内
5 申請書等	提出期間：令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 5 月 19 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで 提出場所：〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1-8-75 近畿中国森林管理局 総務企画部 経理課 電話：050-3160-6700 メールアドレス：nyusatsu_kc_keiri@maff.go.jp
6 入札説明書等の交付・閲覧（紙入札方式の場合）	交付・閲覧期間：令和 8 年 4 月 30 日から令和 8 年 6 月 11 日まで（休日を除く。）の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで
7 入札及び開札の日時、場所	【電子入札システムによる入札】 入札開始 令和 8 年 6 月 9 日 9 時 00 分 入札締切 令和 8 年 6 月 12 日 15 時 00 分 【紙入札方式による入札】 開札日に入札書を持参し開札場所において 令和 8 年 6 月 12 日 15 時 00 分に入札すること。 【開札の日時及び場所】 開札日時：令和 8 年 6 月 12 日 15 時 15 分 開札場所：近畿中国森林管理局 2 階 第 1 会議室
8 国有林野事業業務請負契約約款	令和 4 年 11 月 1 日以降に締結する設計等業務の請負契約から適用

注：「休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。